





つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年8月20日(金) 号 外(第3号)

■ 目 次

ペーシ

規則

2

○群馬県行政組織規則の一部を改正する規則(総務課)

2

規 則

部を改正する規則をここに公布する。

群馬県知事

Ш

本

太

令和三年八月二十日群馬県行政組織規則の一

正する。 群馬県行政組織規則(昭和三十二年群馬県規則第七十一号)群馬県行政組織規則の一部を改正する規則群馬県規則第百四十号

の一部を次のように改

第二係」に改める。 第二係」に改める。 第八条第二項の表感染症・がん疾病対策課の部感染症危機管理室の項中 「自宅・宿 宿泊療養

この規則は、 附 則 公布の日から施行する。

令和三年八月二十日群馬県行政組織規則の一 部を改正する規則をここに公布する。

本

群馬県行政組織規則(昭和三十二年群馬県規則第七十一号)群馬県行政組織規則の一部を改正する規則群馬県規則第百四十一号 群馬県知事 Ш

太

の一部を次のように改

「宿泊療養

第二係」の下に「、 第八条第二項の表感染症・がん疾病対策課の部感染症危機管理室の項中 宿泊療養第三係」を加える。

正する。

この規則は、令和三年八月二十四日から施行する。附 則

毎週火、金曜日発行

発 行 **群 馬 県**

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 電話 027-223-1111